

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏財債第18号

平成27年 4月13日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	財政部 債権管理室	財政部 債権管理室
個人情報取扱事務の名称	強制徴収公債権の徴収に関する事務	私債権及び非強制徴収公債権徴収に関する事務（児童扶養手当返還金）
個人情報取扱事務の概要	強制徴収公債権徴収のため、国税徴収法の規定に基づき、滞納者の財産差押等の滞納整理を行うもの	私債権及び非強制徴収公債権の徴収について、債権管理室が必要な助言・指導を行い、徴収率向上及び所管部署の事務負担の軽減を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	強制徴収公債権の徴収に関する事務において収集した情報のうち、児童扶養手当返還金を滞納している者に係る以下の保有個人情報 1 電話番号	
目的外利用を行った理由	強制徴収公債権と異なり、私債権等については強制的な調査権がないため、滞納者と連絡がとれない等、時効により徴収不能となる債権が例年発生している。そのため、債権管理室にて滞納者の最新の自宅電話番号、携帯電話番号及び住所を把握している場合は、その情報を提供することで、効率よく迅速な催告が可能になり、未収債権の時効消滅を防ぐことができるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	財政部 債権管理室	
備 考	平成27年4月8日に初回の情報提供を実施。 新規滞納者が日常的に発生し続けているため、一度だけでなく、適宜継続して滞納者の電話番号情報の提供を行っていく。また、居住地不明者に対しては、住所情報の提供を行っていく。	